

京 都 大 学 国 際 戦 略 本 部 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(本部長)</p> <p>第3条 本部に、本部長を置く。</p> <p>2 本部長は、本学の理事のうちから、総長が指名する。</p> <p>3 本部長の任期は、2年の範囲内で総長が定める。ただし、指名する総長の任期の終期を超えることはできない。</p> <p>4 本部長は、再任されることがある。</p> <p>5 本部長は、本部の所務を掌理する。</p> <p>(中 略)</p> <p>(雑則)</p> <p>第14条 本部に関する事務は、企画・情報部<u>企画課</u>において行う。</p> <p>(後 略)</p>	<p>(本部長)</p> <p>第3条 (同 左)</p> <p>2 本部長は、本学の理事<u>又は教職員</u>のうちから、総長が指名する。</p> <p>3 } (同 左)</p> <p>4 }</p> <p>5 }</p> <p>(雑則)</p> <p>第14条 本部に関する事務は、企画・情報部において行う。</p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成30年5月1日から施行し、改正後の第14条の規定は、平成30年4月1日から適用する。</p>